

議第 36 号

王滝村物産販売所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

王滝村物産販売所設置及び管理に関する条例（平成 23 年王滝村条例第 14 号）の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 17 日 提 出
王 滝 村 長 越 原 道 廣

令和 8 年 6 月 日 議 決
王滝村議会議長 下 出 謙 介

(別 紙)

王滝村物産販売所設置及び管理に関する条例（平成 23 年王滝村条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条から第 9 条までを次のように改める。

(利用の許可)

第 6 条 第 3 条に規定する施設を専用して利用する者は、あらかじめ村長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 村長は、前項の許可をする場合において、物販所の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(利用の制限)

第 7 条 村長は、前条第 1 項の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 物販所又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 当該許可が集团的に、又は常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき
- (4) 前各号に掲げるもののほか、物販所の管理上支障があると認められること。

(利用許可の取消し等)

第 8 条 村長は、第 6 条第 1 項の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、利用を制限し、若しくは停止し、又は利用の許可の条件を変更することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用の許可の条件又は指示に違反したとき。
- (3) 前条各号のいずれかに該当したとき。

(使用料)

第 9 条 利用者は、次に定める金額の使用料を村長の指定する方法に方法により、納付しなければならない。

2 使用料は売上高の 100 分の 40 を乗じて得た額の範囲内とする。

本則に次の 7 条を加える。

(使用料の減免)

第 10 条 村長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料の額を減額し、又は使用料の納付を免除することができる。

(使用料の還付)

第 11 条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰することができない理由により施設を利用することができない場合、その他村長が特別の理由があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(現状回復の義務)

第 12 条 利用者は、施設の利用を終了したとき又は第 8 条の規定により施設の利用の

許可を取り消されたとき、直ちにこれを現状に回復しなければならない。

(損害賠償等)

第13条 利用者は、その責めに帰すべき事由により施設を毀損し、汚損し、又は滅失したときは、これを現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第14条 物販所の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号第244条の2第3項）の規定により、法人その他の団体であつて村長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第5条各号に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) 物販所及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 物販所の利用の許可に関すること。
- (4) その他村長が必要と認める業務

3 第1項の規定により指定管理者に物販所の管理を行わせる場合における第6条から第8条までの規定の適用については、これらの規定中「村長」とあるのは、「第14条第1項の指定管理者」とする。

(利用料金)

第15条 村長は、前条第1項の規定により指定管理者に物販所の管理を行わせる場において、適当と認めるときは、物販所の一部の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金の額は、売上高に100分の40を乗じて得た額の範囲内において、あらかじめ村長の承認を得て指定管理者が定める。

3 指定管理者は、村長が定める基準にしたが、利用料金の額を減額し、又は利用料金の納付を免除することができる。

4 既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰すことができない理由により施設を利用することができない場合その他指定管理者において特別の理由があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

5 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合には、第9条から第11条までの規定は、適用しない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

王滝村物産販売所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(利用の許可)</u></p> <p>第6条 <u>第3条に規定する施設を専用して利用する者は、あらかじめ村長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>2 <u>村長は、前項の許可をする場合において、物販所の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。</u></p> <p><u>(利用の制限)</u></p> <p>第7条 <u>村長は、前条第1項の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしない。</u></p> <p>(1) <u>公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。</u></p> <p>(2) <u>物販所又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</u></p> <p>(3) <u>当該許可が集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。</u></p> <p>(4) <u>前各号に掲げるもののほか、物販所の管理上支障があると認められること。</u></p> <p><u>(利用許可の取消し等)</u></p> <p>第8条 <u>村長は、第6条第1項の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、利用を制限し、若しくは停止し、又は利用の許可の条件を変更することができる。</u></p> <p>(1) <u>この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</u></p> <p>(2) <u>利用の許可の条件又は指示に違反したとき。</u></p> <p>(3) <u>前条各号のいずれかに該当したとき。</u></p>	<p><u>(利用の制限等)</u></p> <p>第6条 <u>村長（指定管理者に管理運営を行わせる場合は、指定管理者。以下「指定管理者等」という。）は、物販所の利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の中止又は制限を行うことができる。</u></p> <p>(1) <u>公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(2) <u>物販所の設置目的に反するとき。</u></p> <p>(3) <u>物販所を損傷するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる場合のほか、物販所の管理上支障があると認められるとき。</u></p> <p>(5) <u>指定管理者等の指示に従わないとき。</u></p> <p><u>(原状回復義務)</u></p> <p>第7条 <u>利用者は、その利用が終了したとき、又は前条により利用を中止されたときは、その利用した施設又は設備をすみやかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者等の承認を受けたときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(損害賠償義務)</u></p> <p>第8条 <u>利用者は、故意又は過失により物販所の施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、指定管理者等の承認を受けたときは、この限りでない。</u></p>

(使用料)

第9条 利用者は、次に定める金額の使用料を村長の指定する方法に方法により、納付しなければならない。

2 使用料は売上高の100分の40を乗じて得た額の範囲内とする。

(使用料の減免)

第10条 村長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料の額を減額し、又は使用料の納付を免除することができる。

(使用料の還付)

第11条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰することができない理由により施設を利用することができない場合、その他村長が特別の理由があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(現状回復の義務)

第12条 利用者は、施設の利用を終了したとき又は第8条の規定により施設の利用の許可を取り消されたとき、直ちにこれを現状に回復しなければならない。

(損害賠償等)

第13条 利用者は、その責めに帰すべき事由により施設を毀損し、汚損し、又は滅失したときは、これを現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第14条 物販所の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号第244条の2第3項）の規定により、法人その他の団体であつて村長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第5条各号に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) 物販所及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 物販所の利用の許可に関すること。
- (4) その他村長が必要と認める業務

3 第1項の規定により指定管理者に物販所の管理を行わせる場合における第6条から第8条までの規定の適用については、これらの規定中「村長」とあるのは、「第14条

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

第1項の指定管理者」とする。

(利用料金)

第15条 村長は、前条第1項の規定により指定管理者に物販所の管理を行わせる場合において、適当と認めるときは、物販所の一部の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金の額は、売上高に100分の40を乗じて得た額の範囲内において、あらかじめ村長の承認を得て指定管理者が定める。

3 指定管理者は、村長が定める基準にしたが、利用料金の額を減額し、又は利用料金の納付を免除することができる。

4 既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰すことができない理由により施設を利用することができない場合その他指定管理者において特別の理由があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

5 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合には、第9条から第11条までの規定は、適用しない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。